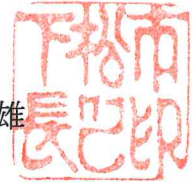


下松地政第3号
令和3年1月18日

下松市自治会連合会
会長 田中 豊 様

下松市長 國井 益雄



要望書について（回答）

令和2年11月24日付けで要望のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 市との「協働によるまちづくり」について

(1) 組織活動・地域活動に対する支援の充実について

【回答】

自治会は、地域住民が安全安心で魅力あるまちづくりを推進するうえで中核となる組織であり、また、本市にとりましても自治会等を中心とした地域コミュニティ組織は、市政推進の重要なパートナーであると認識しております。

今後も、貴会及び各自治会の活動が充実するよう、各種助成や人材育成など多方面からの支援により、貴会と協働しながら地域政策に取り組むことで、地域力の強化につなげてまいりたいと考えております。

(2) 「市長と地域の井戸端会議」の継続開催について

【回答】

貴会のご協力の下で昨年度開催した「市長と地域の井戸端会議」では、住民の皆さんから地域づくりについて多くのご意見やご提言をいた

だくことで地域が抱える課題を共有することができ、大きな成果が得られたところであります。

「井戸端会議」を通して、住民との対話集会は市民協働のまちづくりを推進するうえで非常に効果的で貴重な場であるとあらためて認識したところであり、今後もこのような対話の機会を大切にまいります。

次回以降の開催に当たりましては、時期や形式、テーマなどについて貴会とも協議しながら今後検討してまいりたいと考えております。

(3) 地域担当職員制度導入について

【回答】

本制度は、市民協働の理念のもと、職員を地域の担当者として派遣し、住民と共に地域の課題解決を図るものであり、担当となる職員は、地域と本庁の関係各課をつなぐ重要な橋渡し役となります。このことから、地域のご理解とご協力が不可欠であり、対象地域の理解が十分得られるよう丁寧に協議してまいりたいと考えております。

実施については、まず公民館に正規職員が配置されていない笠戸島の本浦地区と深浦地区に、令和3年4月から導入を予定しております。円滑にスタートできるよう、各地区と最終協議を進めてまいります。

2 生活環境について

(1) 野良犬・野良猫及び害獣（猪、猿、熊）対策について

【回答】

野良犬・野良猫

野良犬対策については、県が所管となって直接捕獲するとともに、本市では、市民や自治会に対して檻の貸出しを行うなど、県と連携・協力して野良犬の捕獲に取り組んでおります。平成30年度は、135頭、令和元年度は、224頭を捕獲いたしました。

檻は、現在大型檻1台、小型檻22台体制で運用しておりますが、檻により捕獲するためには、設置場所の提供やエサの補充等、地元自治会及び住民の皆様のご協力が必要となりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、野良犬・野良猫が増える原因は、飼い主の無責任な遺棄の他、

むやみなエサやりが大きな要因として挙げられますので、終生飼養のマナーアップの啓発やエサ禁止の看板を設置するなど、対策に努めてまいります。

害獣

本市では、下松市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲や、防除柵設置の支援により、被害防止に取り組んでいるところです。

また、防除柵設置支援については、補助金の交付要綱を見直し、対象耕作地を拡充しましたので、防除柵の設置を検討されている方は、ご相談いただきますようお願いいたします。

引き続き、地域住民の方や、下松市鳥獣被害対策実施隊と連携を密にしなが、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

(2) 市内各地の草刈りについて

① 県道笠戸島線の草刈りについて

【回答】

本市から道路管理者である県（周南土木建築事務所）へ進達し、以下の通り回答いただいております。

「県では年1回、県道笠戸島線において、明らかに交通上支障になる草刈り等を実施していますが、草刈は令和2年10月に終了したところ
です。令和2年度の草刈につきましては、実施が遅れ地域の皆様方には
ご不便をおかけしまして、大変申し訳ありませんでした。」

② 駅北口大通りの街路樹（楠木）の伐採について

【回答】

市道北駅通りの街路樹（クスノキ）は、現在37本(当初69本)生育しており、市の玄関口として並木を形成しておりますが、落ち葉により沿線住民の皆様にご負担をおかけしている状況です。

全ての街路樹の伐採は困難ですが、引き続き、密集している箇所の間伐や定期的な剪定、落葉時の清掃を行ってまいります。

また、根が歩道上にせり出し、つまづく危険性がある場所は現地を確認の上、対応したいと考えております。

今後も、下松駅前の良好な景観を維持できるよう取り組んでまいります。

③ 国道188号線寺迫地区の法面の除草について

【回答】

本市から道路管理者である国土交通省（山口河川国道事務所）へ進達しており、詳細について確認の上、対応を検討したいとの回答を受けております。

④ 旗岡5丁目バス停付近の樹木の伐採について

⑥ 桃山町斜面の倒木の撤去について

【回答】

現在、市道延長は約300kmにも及び、路肩、法面等を含めると管理区域は広大な面積となることから、環境美化のために市がその全区域において草刈りや雑木の伐採剪定を行うことは実質的に困難であり、大部分については、地域の皆様のボランティア清掃活動によりご協力いただいているところであります。一方、地域での実施が困難な箇所については、市が通行等の機能を確保する範囲について対応する取り扱いとしております。近年、高齢化や作業安全上の問題から地域での継続が困難となる、宅地造成等環境の変化に起因して新たな維持管理箇所が発生する等による同様の要望が増加しており、限られた財源の中、対応に苦慮しているところであります。現地の状況も踏まえつつ対応を検討したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

⑤ 切山八幡宮前道路沿いの樹木伐採について

【回答】

呼坂農免道路沿いの樹木については、通行の支障となる樹木については、市で対応いたします。現地を確認したところ、支障木は見つかりませんでした。今後も、通行の支障となる樹木等がありましたらご連絡いただきますようお願いいたします。

(3) 休耕農地や荒廃農地の利活用について

【回答】

本市では山口県農業協同組合や下松市農業委員会で組織する下松市農業改良普及協議会の事業として、市道等に隣接する荒廃農地において地域団体が景観維持を目的として行う活動に対して、コスモスの種子配布等の活動支援を行っております。

農地の管理は、原則、所有者に行っていただくものですが、荒廃農地の発生防止の観点から、今後、前述の支援以外の対策についても研究してまいります。

(4) コミュニティバス（仮称）の運行について

【回答】

本市での公共交通に関する具体的な施策については、平成29年6月策定の「下松市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通事業者や学識経験者などで構成される「下松市地域公共交通活性化協議会」における協議の中で、様々な視点から検討し、鋭意取り組んでおります。

久保地区では、路線バス等が近くに走っていない交通不便地域が多く、高齢化も進んでいることから、自治会の皆さまのご協力により、全世帯を対象とした移動に関するアンケート調査を行い、現在、アンケート内容の集計・分析を進めているところであります。

今後は、この集計結果や要望等を踏まえ、高齢者をはじめとした交通弱者への生活の足の確保のため、引き続き、自治会や生活支援協議体等の皆さまと協働して、現行の路線バスやJR岩徳線、その他様々な移動手段を有効に活用した持続可能な公共交通の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

(5) 空き家、空き地対策について

【回答】

空き家

令和2年10月末時点で、市内全域の空き家総数は約1,300戸あり、そのうちの約80戸程度が何らかの危険性があるものとして認識しております。

これらのうち、周辺的生活環境に一定程度以上の影響を与えているものについては「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、立入検査を実施するとともに、所有者等に対して適切な管理を依頼しております。

空き家については、本来、所有者の責任において適切に管理すべきものであり、今後も引き続き所有者等に対して適切に管理するよう助言、指導を行ってまいります。

また、令和2年度から3年間の予定で、危険な状態の空き家を除却する補助制度を創設しており、所有者等に対し、制度を活用した除却をお願いしております。

本市といたしましては、市広報等を通じて市民の皆様には空き家の適切な管理について、周知したいと考えております。

空き地

雑草の繁茂など適切に管理されていない空き地に関する近隣住民や自治会からの苦情に対しましては、公有地については、市から管理者に適切に管理するよう依頼しております。

民有地については、申立者本人が登記情報を法務局等で調査し、空き地の所有者等へ直接依頼するようお願いしております。

所有者等に連絡が取れない場合は、市の職員が現地を確認し、緊急性があると判断したものに限り、市から適正管理の依頼を行っております。

(6) 情報過疎地域の解消について

【回答】

設備投資に対し需要が見込めず、採算が困難な地区については、現在、事業者のサービスエリアの計画に入っておりません。

今後、光回線以外の方法も含めて、どのような方法が取れるか研究してまいりたいと考えております。

3. 安心安全の確保について

(1) 市道大手線、末武公民館から公集小北側の道路拡幅整備について

【回答】

毎年ご要望をいただいている市道大手線の一部未拡幅区間については、今日まで用地確保について地権者様との合意が得られず、歩道を狭めて暫定的な供用を行っております。

引き続き交渉を行い、用地取得を目指してまいります。

(2) 岩徳線宮の前踏切の改善について

(3) 市道八幡通りの道路拡幅について

【回答】

多くのご要望をいただいている市道花岡八幡通り（市道西条線交差点一宮の前踏切間）の改良事業については、令和2年度に詳細設計及び用地測量を実施しており、令和3年度以降に用地買収、改良工事を順次、進めていく予定としております。また、並行して定周期式信号機への変更についても、所管する公安委員会と協議を重ねているところであります。

一方、踏切道の安全対策及び渋滞の解消は、全国の道路管理者が抱える課題であり、本市でも対応に苦慮しているところであります。各箇所の実態に応じた改善策を鋭意検討しておりますが、いずれも大規模な改良が想定され、財源や交通規制等の観点から早期の事業化は困難と判断しております。今後実施予定の交通安全対策や市道花岡八幡通り改良事業による効果等を見極めつつ、引き続き改善策を検討し、関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

(4) 来卷峠迫道にガードレールの設置について

【回答】

市道峠迫線の当該箇所については、カーブ部分かつ一定の高低差があり、転落事故が頻発しているということでもありますので、現地確認の上、適切な対策を講じてまいります。

(5) 小深浦地区内の生活道および河川対策について

【回答】

ご要望いただいた小深浦地区について、現地を確認したところ、一部空洞箇所が見られましたが、通行には支障ありませんでした。今後、陥没や路肩等の崩れがあれば農林水産課で対応いたします。

また、河川の土砂撤去については、この河川が法定外水路にあたるため、日常の維持管理として、原則、地元での管理をお願いしております。ただし、豪雨等で地元で対処できない場合については、対応したいと考えております。

(6) 治水対策について

【回答】

治水対策については、県に対して二級河川の整備を強く要請し、現在、切戸川、玉鶴川等において計画に基づく護岸改修等が実施されております。また、その他の河川については、本市において毎年度予算を確保し、溢水履歴や護岸状況等の緊急性を踏まえつつ、継続的に改修を実施しているところであります。各地で河川氾濫による被害が頻発する中、平成30年7月豪雨では、本市におきましても2級河川切戸川や準用河川小野川等で、多くの溢水、護岸崩壊の被害が発生し、河川整備の重要性が一層高まっていると認識しております。今後も引き続き、浚渫、堰操作等の維持管理を適切に行いつつ、河川整備の促進に尽力してまいりたいと考えております。

(7) 用水路の蓋掛けについて

【回答】

本市としましても、市民の安全、安心な生活を守るため、危険性の高い箇所の改善を第一優先課題として道路行政に取り組んでいるところであります。しかしながら、道路法に基づき認定した市道延長は約300kmにも及び、交通状況の変化に伴う安全対策や舗装、側溝、路肩、橋梁等の構造物の老朽化対策等多くの課題が山積していることから、限られた財源の中で、費用対効果等により事業を選択していかざるを得ないの

が実情です。狭隘で比較的利用者が少ない市道認定外道路及び水路は、市内全域に張り巡らされており、これらについて優先的に整備していくことは困難ですが、県内他市には無い生活道路工事制度により、一定の受益者があれば、市で対策工事を実施することが可能です。地元（受益者）負担金が条件となりますが、施工内容による工事費総額の抑制も考えられるため、窓口にて個別に相談いただくようお願いいたします。

(8) 路面標示の整備について

【回答】

市道の区画線や注意喚起標示については、道路管理者である下松市において毎年度交通安全施設整備費を予算計上し、消耗の激しいものから更新するよう努めております。一方、一旦停止・止まれ・横断歩道等規制標示については、交通管理者である県公安委員会（下松警察署）の所管となりますので、本市から進達し、以下の通り回答いただいております。

「不具合箇所については、現場確認の上対応を検討しますので、下松警察署までご連絡をお願いいたします。しかしながら、山口県内の各警察署から同様の要望があるため、対応に期間を要している状況です。」

(9) 自主避難個所の拡充について

【回答】

本市では、公民館を中心とした指定避難所を自主避難者の受け入れ可能な避難所として運用しているところですが、自主避難所の拡充については、地域の実態を踏まえた上で検討したいと考えております。

また、災害時の避難は、指定避難所だけでなく地域の集会所、知人や親戚宅など、より近く、より安全な避難場所に避難していただきますようお願いいたします。

なお、集会所等への防災資機材の設置については、自治会で自主防災組織を設立されれば、防災資機材や備蓄品の整備に対する補助金を交付していますので、地域での避難場所の整備に活用していただきたいと思っております。

(10) 防災ラジオ購入補助金及び貸与制度について

【回答】

令和2年度から、特に配慮を必要とする避難行動要支援者名簿に記載された方の内、避難支援プラン（個別計画）を提出された方には、防災ラジオを無償貸与することとしております。

また、避難を支援する側として、民生児童委員の方々にも防災ラジオを無償貸与することとしており、情報弱者といわれる高齢者の中でも、特に配慮を必要とされる方への避難支援対策を推進してまいりたいと考えております。

(11) 旗岡公園の桜の木の調査について

【回答】

旗岡公園の桜の中には、腐朽により幹に空洞がみられる樹木があります。強風等で倒れないよう負担が大きい枝は剪定しており、令和2年度も作業を行ったところです。

引き続き、定期的に点検を行い、倒木による事故が起こらないよう適切に対応してまいります。

(12) 高橋地区中央通りの道路拡幅工事について

【回答】

多くのご要望をいただいた市道花坂線（市道高橋東通り以东）の拡幅事業については、令和2年度、測量・設計業務を実施しており、今後、同地区で実施予定のその他公共事業との調整を図りつつ、改良工事に着工する予定としております。早期完成を目指し尽力してまいります。関係者の皆様の合意が事業の前提条件でありますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

(13) 防犯灯の賠償責任保険について

【回答】

自治会が管理する防犯灯の賠償責任保険については、万一の事故の場合における自治会の負担やそのことへの不安を和らげるため、平成26

年度から毎年度、市が保険者となり保険に加入してまいりました。

令和2年度は、諸般の事情に鑑み保険加入を見送りましたが、継続加入を望むご指摘を多くいただいたことから、再加入の必要性を強く認識しております。

安全・安心な暮らしの充実のため、自治会の防犯灯管理について今後も積極的に支援してまいりたいと考えております。